

省エネルギー等対策取組計画（令和7事業年度）

※各項目の注意書きをよく読んで記入してください

所： \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

1. 燃料使用量削減等の取組目標（いずれか一つの目標に○印を記載（※1））

- (1) 10a 当たり燃料使用量を削減する目標
- (2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標
- (3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

○

<記入上の注意>

(※1) 同一支援対象者に属する事業参加者の取組目標は統一すること。  
 省エネルギー推進計画(旧名称)を最初に策定してから、3年を経過していない支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、1.(1)を取組目標とすること。

2. 経営状況及び取組目標値

●経営する温室加温面積（品目： \_\_\_\_\_）

a
---

内訳

燃料別	A重油	灯油	LPガス	LNG
加温面積	a	a	a	a

※全事業参加者必須

※経営する温室加温面積は、加温機を使用している温室面積を記載

※内訳の燃料別の加温面積は、1棟の温室で違う燃料の加温機を併用している場合は、温室面積をそれぞれの燃料に記載（重複記載となるので、内訳合計面積は経営する温室面積とは一致しない場合がある）

●上記温室における年間燃料使用量（現在使用量）（※2）

燃料種別	年間使用量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
A重油	ℓ	ℓ	① の数量
灯油	ℓ	ℓ	① に 0.939 を乗じる
LPガス	kg	ℓ	① に 1.299 を乗じる
LNG	m <sup>3</sup>	ℓ	① に 1.560 を乗じる
合計		ℓ	

※全事業参加者必須。燃料使用量は温室の加温に用いている燃料を種類別にすべて記載

A重油、灯油は「ℓ」、LPガスは「kg」、LNGは「m<sup>3</sup>」単位で記載

※年間使用量①は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

### <記入上の注意>

(※2) 過去の加温年度における燃料使用量の7中5平均値(過去7年間の燃料使用量のうち最大使用量1年分と最小使用量1年分を除いた5年の平均燃料使用量)とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃料使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。  
なお、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネルギー等対策推進計画の現在使用量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が15%以上の場合、省エネルギー推進計画(旧名称)における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネルギー等対策推進計画における現在使用量とすることができるものとする。

### ●上記温室における年間燃料使用量(目標使用量) (※3、※4)

燃料種別	目標使用量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
A重油	ℓ	ℓ	①の数量
灯油	ℓ	ℓ	①に0.939を乗じる
LPガス	kg	ℓ	①に1.299を乗じる
LNG	m <sup>3</sup>	ℓ	①に1.560を乗じる
合計		ℓ	

※取組目標1.(1)及び1.(2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

※目標使用量①は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

### <記入上の注意>

(※3) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10%の削減割合を現在使用量に乗じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができるものとする。

ただし、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10a当たり燃料使用量の削減を取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10%の削減割合を見込むことは出来ないものとする。併せて、同取組目標において、事業参加者の削減率(実績値)が10%未満の場合は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践を徹底し、省エネルギー等対策推進計画における目標値に未達分を反映させることとする。

なお、いずれの取組目標においても、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは必須の取組とし、施設園芸の省エネルギー化に務めるものとする。

(※4) 3. 目標達成の取組手段」における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。

●上記温室における年間生産量（現在生産量）（※5）

	年間(加温期間)生産量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
現在生産量	t		
1 t 当たりの燃料使用量	A重油	ℓ	① の数量
	灯油	ℓ	① に 0.939 を乗じる
	L P ガス	kg	① に 1.299 を乗じる
	L N G	m <sup>3</sup>	① に 1.560 を乗じる
合 計		ℓ	

※取組目標 1. (2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

※1 t 当たりの燃料使用量は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

<記入上の注意>

(※5) 過去の加温年度における生産量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な生産量が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。

●上記温室における年間生産量（目標生産量）（※4）

	年間(加温期間)生産量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
目標生産量	t		
1 t 当たりの燃料使用量	A重油	ℓ	① の数量
	灯油	ℓ	① に 0.939 を乗じる
	L P ガス	kg	① に 1.299 を乗じる
	L N G	m <sup>3</sup>	① に 1.560 を乗じる
合 計		ℓ	

※取組目標 1. (2)に○印を記載した事業参加者のみ記載

※1 t 当たりの燃料使用量は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

<記入上の注意>

(※4) 3. 目標達成の取組手段」における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。

●経営における燃料コストの変動抑制量（目標抑制量）（※4）

※取組目標 1. (3)に○印を記載した事業参加者のみ記載。  
 ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

**3. 過去の燃料使用量削減実績**

（※新規は記入不要）

	削減率	実施事業年度	実績	
10a 当たり燃料使用量	15%	～	kL→	kL (○%)
		～	kL→	kL (○%)
			kg→	kg (○%)
			kg→	kg (○%)
			m <sup>3</sup> →	m <sup>3</sup> (○%)
			m <sup>3</sup> →	m <sup>3</sup> (○%)
単位生産量当たり燃料使用量	15%	～	kL→	kL (○%)
			kg→	kg (○%)
			m <sup>3</sup> →	m <sup>3</sup> (○%)

（注1）1期計画、2期計画における目標削減率15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

（注2）実績はA重油・灯油は「kL」、LPガスは「kg」、LNGは「m<sup>3</sup>」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

## 4. 目標達成の取組手段 (○印を記載した目標に対して記載)

※赤枠は管理シートに転記しますので正確に記載してください(以下同じ)

### (1)10a 当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合

施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量		省エネ設備導入計画			
		ヒートポンプ導入状況		その他の設備	
現在	目標	導入済	導入予定		
		事業年度	事業年度		
L kg m <sup>3</sup>	L kg m <sup>3</sup>	電気	ガス	電気	ガス
		台		台	
		a		a	
		(参考)			

(注) ヒートポンプ導入状況の欄は、電気・ガスのいずれかを○で囲み、既に導入済の場合は導入年度、台数及び設置している温室の面積を、今後導入を予定している場合は導入予定年度、台数及び設置予定の温室面積を記載。

なお、両方を使用している場合は、欄を追加して電気・ガスごとに別々に記載する。

(注) その他の設備の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注) 省エネ設備の定義については、本対策で平成 27 事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備（循環扇、被覆資材 等）とする。

(注) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で燃料使用量の削減に取り組む場合は、(参考) 欄に具体的な取組手段（例として、低温適応性品種への転換や燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入 等）を記載する。

### (2)単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合

施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量		生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画			
				ヒートポンプ導入状況		その他の設備	
現在	目標	現在	目標	導入済	導入予定		
				事業年度	事業年度		
L kg m <sup>3</sup>	L kg m <sup>3</sup>	t	t	電気	ガス	電気	ガス
				台		台	
				a		a	
				(参考)			

- (注) ヒートポンプ導入状況の欄は、電気・ガスのいずれかを○で囲み、既に導入済の場合は導入年度、台数及び設置している温室の面積を、今後導入を予定している場合は導入予定年度、台数及び設置予定の温室面積を記載。  
 なお、両方を使用している場合は、欄を追加して電気・ガスごとに別々に記載する。
- (注) その他の設備の欄は、省エネ設備・生産性向上設備（炭酸ガス発生装置、環境制御盤 等）を上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。
- (注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。
- (注) 生産性向上設備の導入以外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善 等）を記載する
- (注) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、3.（1）の（注）に準ずるものとする。

### (3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標に取り組む場合

➤ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量 (現在)	燃料コストの 変動抑制量 (目標)	変動抑制取組計画		
		事業年度	事業年度	事業年度
L kg m <sup>3</sup>	L kg m <sup>3</sup>	(参考)		

- (注) 支援対象者が一体的に取り組む場合（例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合 等）は、燃料コストの変動抑制量（目標）及び変動抑制取組計画の記載は不要とする。
- (注) 変動抑制取組計画の（参考）欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

## 5. 施設園芸セーフティネット構築事業への加入

- 施設園芸セーフティネット構築事業：7事業年度（該当箇所に○印を記入）

➤ 申請(更新)する       ➤ 申請(更新)しない

- 施設園芸セーフティネットの積立方式（いずれかを選択し○印を記入）

対象燃料	積立方式	積立単価①	選択
A重油	115%積立	14.1 円/ℓ	
	130%積立	28.2 円/ℓ	
	150%積立	47.1 円/ℓ	
	170%積立	65.9 円/ℓ	
灯油	115%積立	15.0 円/ℓ	
	130%積立	29.9 円/ℓ	
	150%積立	49.9 円/ℓ	
	170%積立	69.8 円/ℓ	
L P ガス	115%積立	18.6 円/kg	
	130%積立	37.3 円/kg	
	150%積立	62.1 円/kg	
	170%積立	86.9 円/kg	
L N G	115%積立	10.5 円/m <sup>3</sup>	
	130%積立	21.1 円/m <sup>3</sup>	
	150%積立	35.1 円/m <sup>3</sup>	
	170%積立	49.1 円/m <sup>3</sup>	

● 施設園芸セーフティネットの対象となる燃料購入予定数量(リットル)

令和7事業年度 対象期間(7年10月～8年6月分)	計②
A重油	L
灯油	L
LPガス	kg
LNG	m <sup>3</sup>

※施設園芸セーフティネットの対象となる燃料購入予定数量は、A重油の換算は行わずに記入する。

● 積立予定額(積立単価①×燃料購入予定数量②×1/2)100円単位で切捨て

燃料種別	積立方式	積立単価	積立金額
A重油			円
灯油			円
LPガス			円
LNG			円
合計			円

● 積立金の分割納付について:必須(該当箇所には○印を記入必須)

➤ 分割納付する

➤ 分割納付しない

<記入上の注意>

(※6) 積立金の分割納付の有無は事業参加者が選択する。納付は2回に分割し、第1回目の納付割合は全体額の2分の1以上(前年度繰越額を含む)とし、納付額及び納付期限については、積立契約が成立した際にあらためて支援対象者から通知する。

※原則、一括納付を推奨しています。分割納付を選択する場合は、積立予定額が100万円を超える場合を目安に検討ください

## <記入上の注意>

- (※1) 同一支援対象者に属する事業参加者の取組目標は統一すること。  
省エネルギー推進計画(旧名称)を最初に策定してから、3年を経過していない支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、1.(1)を取組目標とすること。
- (※2) 過去の加温年度における燃料使用量の7中5平均値(過去7年間の燃料使用量のうち最大使用量1年分と最小使用量1年分を除いた5年の平均燃料使用量)とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃料使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。  
なお、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネルギー等対策推進計画の現在使用量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が15%以上の場合、省エネルギー推進計画(旧名称)における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネルギー等対策推進計画における現在使用量とすることができるものとする。
- (※3) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10%の削減割合を現在使用量に乗じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができるものとする。  
ただし、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10a 当たり燃料使用量の削減を取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10%の削減割合を見込むことは出来ないものとする。併せて、同取組目標において、事業参加者の削減率(実績値)が10%未満の場合は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践を徹底し、省エネルギー等対策推進計画における目標値に未達分を反映させることとする。  
なお、いずれの取組目標においても、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは必須の取組とし、施設園芸の省エネルギー化に務めるものとする。
- (※4) 3. 目標達成の取組手段」における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。
- (※5) 過去の加温年度における生産量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な生産量が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。
- (※6) 積立金の分割納付の有無は事業参加者が選択する。納付は2回に分割し、第1回目の納付割合は全体額の2分の1以上(前年度繰越額を含む)とし、納付額及び納付期限については、積立契約が成立した際にあらためて支援対象者から通知する。

申請時 (します)		6 生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	(14)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
<input type="checkbox"/>	(15)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

申請時 (します)		7 環境関連法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	(16)	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	(17)	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	(18)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
<input type="checkbox"/>	(19)	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注1) 第24条第1項(4)イの規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時(します)」欄の「□」に、チェックすること。

(注2) (17)の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

兵庫県燃油価格高騰緊急対策協議会長 様

記入者名

&lt;事業参加者氏名&gt;

## 施設園芸等燃料価格高騰対策（7事業年度）

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

申請時 (します)	1 適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	(1)	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	(2)	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	(3)	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	(4)	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	2 適正な防除	
<input type="checkbox"/>	(5)	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	(6)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	(7)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	(8)	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	(9)	農薬の使用状況等の記録・保存
	3 エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	(10)	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	(11)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	4 悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	(12)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	(13)	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	6 生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	(14)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
<input type="checkbox"/>	(15)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）
	7 環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	(16)	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	(17)	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	(18)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
<input type="checkbox"/>	(19)	正しい知識に基づく作業安全に努める

（注1） 第24条第1項（4）イの規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、チェックすること。

（注2） (17)の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- ・ ☑エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ ☑労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ ☑球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ ☑等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）





No.	1	氏名		温室加温面積	a
-----	---	----	--	--------	---

※黄色セルの箇所に数値等を入力してください。

A重油の7中5平均

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

灯油の7中5平均 (下段は重油換算 (×0.939))

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A重油換算値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【A重油・灯油合計】

(上段：現状値 (=7中5平均)、下段：目標値 (=7中5平均×0.85))

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

→省エネルギー等対策取組計画の「燃油使用量(現在)」の欄へ転記

→省エネルギー等対策取組計画の「燃油使用量(目標)」の欄へ転記

10月～6月の燃油購入予定数量目安

※左記目安を踏まえ、現状値を超えない範囲で購入量を設定してください。

A重油	0
灯油	0

※直近7年分の燃油購入数量の控えがない場合、下記のいずれかにチェックを入れ、該当項目がない場合は「その他」欄に具体的に記入ください。

- 青色申告の保存対象期間(5年)を過ぎた納品書は、廃棄したため。
- 新規参入等により7年分の実績がないため
- その他 ( )

【直近7年分の燃油購入数量の控えがない場合の算定について】

①5年以上の控えがある場合

→最高値と最低値を除いた残りの年数の平均値を現在使用量として算出

②3～4年分の控えしかない場合

→最高値と最低値を除かず、3年以上の平均値として算出

③2年以下の控えしかない場合

→地域の標準的な10a当たり燃油使用量(品目別)の活用、もしくは支援対象者内の類似経営における平均値等を活用